

# 「ASAP！」：USPTOの新AI調査パイロットプログラムへ参加する限定チャンス

筆者：カーリン・バートン (Carlyn Burton、弊所パートナー)

米国特許商標庁 (USPTO) は、2025年10月20日付けで始動となった人工知能による自動先行技術調査パイロットプログラム「Artificial Intelligence Search Automated Pilot」(ASAP!)の運用開始を発表しました。USPTOは、この新しい人工知能 (AI) ツールの有効性を試すことを目標とし、AIによる自動先行技術調査の実行とその自動先行技術調査結果の通知「Automated Search Results Notice」(ASRN)を、このプログラムの適用申請をした出願人に提供します。声明された通り、このパイロットプログラムの目標が、(審査前に)ASRNを告げることが出願人の応答へ及ぼす影響を確かめ、ASRN作成における規模の拡張可能性を判断し、かつ、審査の早期段階での特許性判断におけるASRNの有用性に関する申請者へのアンケートを通じるなどでデータを収集することにより、USPTOに次のステップに関する情報を与えることとされています。

このパイロットプログラムは2025年10月20日から2026年4月20日までの間に出願された／される最初の特許出願に限定されるものであり、継続出願及び国内段階移行出願は対象外となります。このパイロットプログラムの受理件数として、USPTOは、少なくとも1,600件の出願を受理することを計画しており、各技術センターには少なくとも200件の出願に適用することを目標としています。なお、目標とされた受理出願件数の変動は、USPTOがプログラムを適切に評価できるように、ある程度の柔軟性が想定されます。また、このプログラムは、2026年4月20日まで運用されると予定されていますが、一部の技術センターにおける申請件数が200件を超える場合には予定よりも早く終了する可能性があります。このプログラムの適用を希望する者は、適用申請を行う必要があります。450米ドルの申請手数料 (小規模事業者及び極小規模事業者の場

合は、それぞれ、60%及び80%の割引率が受けられる)を支払わなければなりません。

このパイロットプログラムの適用が受理されると、内部 AI ツールにより、欧米共同特許分類 (Cooperative Patent Classification system, “CPC”) 制度に基づく出願分類と出願内容とをコンテキスト上の情報として米国と外国特許文献の調査に使用することで自動先行技術調査が行われます。文献は関連性を基にランク付けされますが、関連性の降順で示される最大10件の文献を含む ASRN が USPTO から電子メールで送付されます。自動先行技術調査は、出願の早期処理が開始された後、かつ、出願の審査前に行われます。審査が実際に開始される際、審査官は、ASRN の文献を、通常調査時の出願書類における他の文献と同様に考慮します。調査結果が審査官により拒絶理由通知において引用されない限り、それらの調査結果を審査官が引用する文献一覧に特定する必要はありません。出願人は、それらの文献を発行される特許のフロントページに載せることを希望しない限り、それらの文献を IDS として提出する必要もありません。

出願人が ASRN を受領すると、出願が審査官により審査される前に出願に関して検討し得る選択肢はいくつかあります。第一に、一部の出願人にとっても最も可能性の高いルートとして、クレームを ASRN により特定された文献と積極的に区別するために行い得る補正を検討することです。これにより、よりコンパクトで効率的な応答が可能となり、迅速な特許発行と、継続審査請求 (RCE) 等の費用回避を望む出願人にとっては関心のある選択肢となると思われます。第二に、出願人が、それらの先行技術文献が理由で如何なる特許請求の範囲であっても特許許可される確率が極めて低いと考える場合、出願人は、出願を明示的に取り下げ、(通常の出願手数料の38%までの) 出願審査手数料及び超過請求項手数料を返還してもらうことができます。第三に、特許請求の範囲の検討、特許性を支持する (宣誓書を介するなど) ための潜在的な証拠の収集、あるいは、放棄の表

明に更なる時間が必要な場合、出願人は、（150米ドルの申請手数料と出願人遅延による特許期間調整（PTA）のロスとが伴う）最長3年となる審査延期請求を行うことができます。

出願人が出願において ASRN に関してできることに設けられた制限を前提とし、このパイロットプログラムの適用を申請する出願人は、AI ツールの利用を介して調査のプロセスを現代の標準に合わせて更新する取り組みを進める USPTO を支持するためにそのように選択することができます。しかしながら、元の特許出願が最先の出願（すなわち、優先権の基礎となる出願）である場合、より重要な価値のある調整をするために出願人が取り得るルートがあります。ASRN 発行後に出願人が明細書を補正する機会はありませんが、そのような出願人は、ASRN の結果を考慮した上で、その最先の特許出願に基づき優先権を主張するという後続の PCT 出願の明細書を ASRN の結果に基づいて整え、国内段階移行の形を通じて再び米国に出願することができます。